

# 土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想変更のポイント

## 業務核都市とは

- ・業務核都市は、東京中心部への諸機能の集中による職住遠隔化等の大都市問題を解決していくため、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）において定められた制度である。
- ・業務核都市は、東京圏における諸機能の適正な配置先となるとともに、首都圏基本計画で掲げる「分散型ネットワーク構造」の形成のため、全国的、首都圏全域にわたる広域的な機能を担い、連携・交流の要となる「広域連携拠点」として育成・整備が図られるものとされている。
- ・業務核都市基本構想で定められた中核的施設の整備にあたっては、一定の条件を満たすことにより、税制面、資金面等での支援措置が受けられる。
- ・現在、本構想のほか、10拠点の業務核都市基本構想が承認・同意されている。

## 土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想

- ・平成5年2月に基本構想の承認を得ており、整備の基本的方向として、国際性を備え、科学技術関連の高度な集積を特色とした業務核都市を目指すこととしている。
- ・本基本構想では、業務施設集積地区として、土浦駅周辺地区、研究学園中央地区、牛久北部地区の3地区を設定している。
- ・今回の構想変更では、つくばエクスプレスの開業を踏まえ、研究学園中央地区における中核的施設の追加を行ったほか、所要の時点修正をした。

## 1 業務施設集積地区において中核的施設を追加

研究学園中央地区において、以下の5施設を追加。

- ・(仮称)20街区立体駐車場
- ・(仮称)東立体駐車場
- ・(仮称)北立体駐車場
- ・(仮称)天久保立体駐車場
- ・(仮称)南2立体駐車場

## 2 構想内容の変更

### (1) 市名等の変更

つくば市・荳崎町の編入合併に伴う市名の変更

### (2) 名称の変更

- ・常磐新線      つくばエクスプレス（正式名称決定）
- ・新東京国際空港      成田国際空港      等

### (3) 各種計画名等の変更

- ・第四次全国総合計画      21世紀の国土のグランドデザイン
- ・首都圏基本計画      第五次首都圏基本計画
- ・茨城県民福祉基本計画      茨城県長期総合計画（改定）      等